

〈資料〉

向日市水道事業給水管理条例改正案

(1月の料金の額)

第28条 1月の料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる算定方法により得た額に消費税等相当額を加えた額とする。

(1) 次号及び第3号に掲げるもの以外

次の表に定めるところにより算出した基本料金の額及び従量料金の額とを合算した額

基本料金

口径	基本料金
13ミリメートル	900円
20ミリメートル	1,120円
25ミリメートル	2,400円
40ミリメートル	11,000円
50ミリメートル	25,000円
75ミリメートル	50,000円
100ミリメートル	75,000円
125ミリメートル以上	125,000円

従量料金

口径	使用水量	従量料金 (1立方メートルにつき)
25ミリメートル以下	5立方メートルまでの部分	55円
	5立方メートルを超え、 10立方メートルまでの部分	60円
	10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの部分	112円
	20立方メートルを超え、 30立方メートルまでの部分	190円
	30立方メートルを超え、 50立方メートルまでの部分	245円
	50立方メートルを超え、 500立方メートルまでの部分	280円
	500立方メートルを超え、 1,250立方メートルまでの部分	320円
	1,250立方メートルを超え、 2,500立方メートルまでの部分	330円
	2,500立方メートルを超え、 5,000立方メートルまでの部分	350円
	5,000立方メートルを超える部分	340円

40ミリメートル以上	5立方メートルまでの部分	60円
	5立方メートルを超え、 10立方メートルまでの部分	70円
	10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの部分	125円
	20立方メートルを超え、 30立方メートルまでの部分	225円
	30立方メートルを超え、 50立方メートルまでの部分	260円
	50立方メートルを超え、 500立方メートルまでの部分	300円
	500立方メートルを超え、 1,250立方メートルまでの部分	350円
	1,250立方メートルを超え、 2,500立方メートルまでの部分	360円
	2,500立方メートルを超え、 5,000立方メートルまでの部分	390円
	5,000立方メートルを超える部分	370円

(2) 別に定める基準に該当する集合住宅

次の表に定めるところにより算出した基本料金の額と従量料金の額とを合算した額

基本料金	使用水量	従量料金 (1立方メートルにつき)
1,120円×戸数	5立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	55円
	5立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、 10立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	60円
	10立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、 20立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	112円
	20立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、 30立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	190円
	30立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、 50立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	245円
	50立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、 500立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	280円

500立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、1,250立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	320円
1,250立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、2,500立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	330円
2,500立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、5,000立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	350円
5,000立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超える部分	340円

(3) 公衆浴場法の規定に基づき、業として公衆浴場を営んでいる者

第1号に規定する基本料金の額と使用水量に水量1方メートルにつき90円を乗じて得た額とを合算した額